

愛西市条例第 号

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表親水公園総合運動場の項中

「	<table border="1"><tr><td>多目的広場</td><td>1,540円</td><td>3,540円</td></tr></table>	多目的広場	1,540円	3,540円	」	を			
多目的広場	1,540円	3,540円							
「	<table border="1"><tr><td>多目的広場</td><td>1,540円</td><td>3,540円</td></tr><tr><td>フットサルコート</td><td>1面 2,600円</td><td>1面 4,100円</td></tr></table>	多目的広場	1,540円	3,540円	フットサルコート	1面 2,600円	1面 4,100円	」	に改め、
多目的広場	1,540円	3,540円							
フットサルコート	1面 2,600円	1面 4,100円							

同表備考第2号及び第3号を次のように改める。

2 夜間使用は、「佐屋総合運動場」については18:30～21:30、「親水公園総合運動場」については18:00～21:30、その他スポーツ施設については19:00～21:00の間とする。ただし、金曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日における夜間使用は、「親水公園総合運動場」フットサルコートについては18:00～23:00の間とする。

3 「親水公園総合運動場」については、昼間に照明を使用するときは、1時間につき次の金額を加算する。

テニスコート 500円 多目的広場 1,000円 フットサルコート
750円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成30年5月13日以後の親水公園総合運動場の使用について適用し、同日前の親水公園総合運動場の使用については、なお従前の例による。